

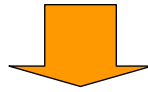
学級編制及び教職員定数の仕組み
(公立高等学校)

学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和36年法律第188号)

目的

公立高等学校等に関し、配置、規模と学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図る。



高等学校等の教育水準の維持向上に資する

学級編制の仕組みと運用について

○学級編制の標準

<高等学校>	40人
<特殊教育諸学校(高等部)>	8人 (重複障害 3人)

《参考》
○高等学校設置基準(文部科学省令)
(授業を受ける生徒数)
第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

○学級編制の弾力化

やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、国の標準(40人)とは異なった学級編制が可能。

第6次公立高等学校教職員定数改善計画

趣旨

多様な高校教育の展開に対応するため、第6次公立高等学校教職員定数改善計画(平成13～17年度までの5年計画)を実施。

内容

- ① 学科や教科の特性に応じた指導等の充実(習熟度別授業、少人数による授業、中高一貫校、総合学科、単位制校への加配の拡充) (3,613人)
- ② 円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充 (879人)
- ③ 養護教諭等、事務職員定数の改善 (1,966人)
- ④ 特殊教育諸学校における教職員定数の改善 (302人)
- ⑤ 長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善 (248人)

5年間で7,008人の改善

平成17年度をもって完成

学級編制の標準の変遷

	第1次 37～41年度	第2次 半数県42～46年度 半数県44～48年度	第3次 49～53年度	第4次 55～3年度	第5次 5～12年度	第6次 13～17年度
全日制普通科	50人	45人			40人	

第1次～第6次改善計画の概要

区分	第1次 37～41年度	第2次 半数県42～46年度 半数県44～48年度	第3次 49～53年度	第4次 55～3年度	第5次 5～12年度	第6次 13～17年度
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編成等	①全日制の普通科等40人学級の実施 ②多様な教科・科目の開設等	①少人数による授業等 ②特色ある高校への加配 ③教頭、養護教諭の複数配置の拡充
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	▲15,245人	15,738人	32,114人	▲37,500人	▲23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	▲13,800人	▲16,192人

(注)上記のほか、平成4年度に改善増2,701人(うち学級編制の弾力化1,904人)、自然減△5,600人、計△2,899人を措置している。